

いただいた意見・提案と県の考え方

令和7年度山梨県食品衛生監視指導計画（案）

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
1	第5 監視指導等 の実施体制	食品衛生を含めた多様な業務が確実に推進されるためにも、保健所の体制の強化が必要だと考えます。	【その他】 引き続き適正な監視指導が行えるよう体制の確保に努めます。
2	第5 監視指導等 の実施体制	フードチェーンの考え方のもとに食品供給の各段階での監視指導を行うことは重要であり、関係各機関との連携をますます強化すべきと考えます。 「山梨県食の安全・安心推進条例」「山梨県総合計画」等と共に、広く食品の安全確保のために連携と協働を進めることが必要です。	【記載済み】 「第5.2 関係部局との連携」及び「第5.3 国及び他の自治体との連携」の記載のとおり、引き続き、関係機関と連携を図ります。
3	第5 監視指導等 の実施体制	消費者の食品衛生に関する理解促進のために、「消費者教育推進計画」等の実施と連携することが重要です。県委嘱の「食品表示ウォッチャー」「消費生活協力員」等の積極的な活用も、消費者自身の参加による食の安全確保の取り組みに必要なことと考えます。	【記載済み】 「第5.2 関係部局との連携」の記載のとおり、引き続き、消費者教育推進計画及び食品表示ウォッチャーや消費生活協力員を所管する県民生活支援課と連携します。
4	第5 監視指導等 の実施体制	令和6年度は福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質に関する情報について林政部、環境・エネルギー部と共有する旨の記載があったが、令和7年度はどのように取り組むのか説明を求めます。	【その他】 流通食品に関する放射性物質検査は10年以上基準値を超えることがなかったため終了しておりますが、関係部局で実施している野生きのこ等の放射性物質検査に関する情報については引き続き共有を図ります。
5	第5 監視指導等 の実施体制	甲府市の状況を常に把握し、緊密な連携を進めてください。	【記載済み】 「第5.3 国及び他の自治体との連携」の記載のとおり、緊密な連携を引き続き行います。
6	第5 監視指導等 の実施体制	（一社）山梨県食品衛生協会との協力支援等として、施設の巡回指導に保健所が随行できる旨の記載を求めます。	【その他】 いただいたご意見を参考に、食品衛生推進員及び山梨県食品衛生協会との適切な協力体制について検討します。

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
7	第6 重点的に監視指導する事項	キッチンカーやイベント等での持ち込み販売の増加に対して、監視指導体制の充実が求められます。	【記載済み】 「第6.1(6) その他の食中毒を防止するための対策」の記載のとおり、キッチンカーやイベント等における食品の衛生的な取扱いについて助言指導に努めます。
8	第7 重点的に監視指導する内容	HACCP に沿った衛生管理の導入に関して効果的な運用のための支援を確実に進めてください。	【記載済み】 「第7.1(9) HACCP に沿った衛生管理」及び「第12.1 管理運営要領の作成及び HACCP に沿った衛生管理の推進」の記載のとおり、HACCP の効果的な運用により衛生管理の底上げがされるよう監視指導します。
9	第9 検査に関する事項	乳、乳製品及びその加工品、氷菓の収去予定数が前年度の45から12に減少していることの説明を求めます。	【その他】 令和6年度の収去予定数45件のうち、次の理由によりアイスクリーム類のうち飲食店等においてテイクアウトで提供されるソフトクリームの収去を行っていた33件を削減しました。 なお、アイスクリーム類として製造され広域流通する製品については引き続き収去検査を行います。 ・飲食店等にてテイクアウトでのソフトクリームの提供については、食品衛生法改正により飲食店営業許可施設における調理の範疇であると整理され、アイスクリーム類の成分規格は適合されるが製造基準が適合されなくなったこと。 ・本県においてテイクアウトのソフトクリームを原因とする食中毒の発生はなかったこと。
10	第13 情報提供及び意見交換の実施	令和6年度の県内の食中毒は前年度に比べて増加しました。監視指導を徹底し、広く県民への広報活動を進めることが重要です。	【記載済み】 「第13.2 食品衛生思想の普及啓発」の記載のとおり、引き続き消費者に対し広く食品衛生思想の普及啓発を実施します。

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
11	第 13 情報提供及び意見交換の実施	計画の策定にあたって、意見募集のわかりやすい周知を求めます。県ホームページからは、「パブリックコメント」から調べると掲載されていません。県民意見提出制度実施要領では、「実施の予告に努める」とありますので、合わせて改善を求めます。	【その他】 この意見募集は、山梨県民意見提出制度実施要綱に準じて実施しています。 今後も、要綱に準じた適正でわかりやすい意見募集を行うとともに、県ホームページ等を活用しながら広く御意見を伺うよう努めます。
12	第 14 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	「HACCP を用いた衛生管理手法の導入」「キッチンカー等の指導」「機能性表示食品及び特定保健用食品による健康被害発生時の情報提供体制の確立」にあたり、指導監視を行う職員の育成と増員が求められます。また、事業者側にも HACCP を管理できる人材を養成する必要がある、その支援にも力を入れるべきです。	【記載済み】 「第 14 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」の記載のとおり、引き続き、監視員の研修会を実施し、資質向上を図ります。 事業者には、講習会や監視の機会などを通じて、人材養成を支援します。